

# くまもと臨空テクノパーク 用地分譲企業募集要領

令和4年6月

熊本県

## 目次

1	募集の趣旨	3
2	分譲地の概要	3
3	スケジュール	4
4	申込資格	5
5	申込方法等	6
6	審査方法	7
7	審査結果	8
8	土地譲渡契約の契約条件	8
9	公表	9

## くまもと臨空テクノパーク用地分譲企業募集要領

### 1 募集の趣旨

熊本県では、「新しいくまもと創造に向けた基本方針」を令和3年に策定し、本県の強みである半導体・自動車・食品バイオ関連産業や次世代をけん引する産業の育成・誘致、海外展開等を進めることとしています。

このたび、本県の更なる産業振興並びに経済活性化の一翼を担うに相応しい先進的かつ発展的な企業の立地のため、くまもと臨空テクノパークB区画を分割分譲することとし、同分譲を希望する企業を募集するものです。

分譲は、「くまもと臨空テクノパーク用地分譲要領」に基づき行いますが、分譲企業募集に係る取扱いは、本募集要領によるものとします。

### 2 分譲地の概要

#### (1) 名称

くまもと臨空テクノパークB区画

#### (2) 所在地

熊本県上益城郡益城町大字小谷地内

#### (3) 事業主体

熊本県

#### (4) 分譲区画、分譲予定面積、分譲予定価格

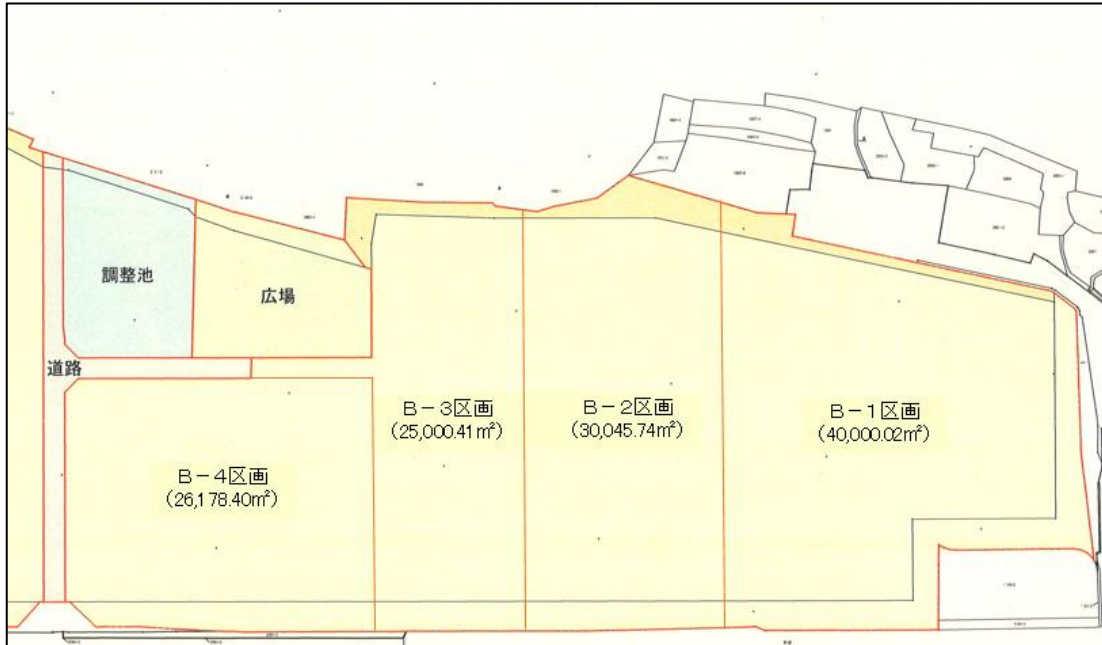
分譲区画	分譲予定面積 (㎡)	分譲予定価格 (円) (15,000円/㎡)
B-1	40,000.02	600,000,300
B-2	30,045.74	450,686,100
B-3	25,000.41	375,006,150
B-4	26,178.40	392,676,000

※ 最終的に購入できる区画は各社1区画のみとしますが、分譲申込みについては、第2希望まで提出できることとします。

※ 親会社が議決権の50%超を有する子会社が存在する場合、親会社と子会社は同一法人とみなし、いずれか1社のみでの申込みしか認めません。子会社が複数存在する場合や、孫会社等の場合も同様の取扱いとします。

※ 各区画とも、県及び益城町との間で、乗入口に係る協議が必要となります。それに伴い、分譲面積が減少する場合があります。

(5) 分譲区画面図



(6) 分譲対象企業

先端技術及び技術高度化を目指す製造業に限る

(7) 都市計画区域上の取扱い

市街化調整区域（「くまもと臨空テクノパーク地区計画」制定地区）

(8) 引渡し時期

令和4年（2022年）10月を予定

3 スケジュール

内 容	時 期
分譲申込受付期間	令和4年（2022年）6月16日（木）から 令和4年（2022年）7月 8日（金）まで
選定委員会による 審査	令和4年（2022年）7月13日（水） （予備日）7月15日（金）
分譲候補者の決定、通知	令和4年（2022年）7月下旬
土地譲渡仮契約	令和4年（2022年）8月15日（月）頃まで ※別途、熊本県議会の議決をもって本契約となります。

契約保証金の支払い	熊本県議会の承認を受けた日から15日以内 (土地代金の10%以上)
代金の支払い	熊本県議会の承認を受けた日から30日以内 (土地代金から契約保証金を控除した残金)
土地の引渡し及び 所有権移転登記	代金完納と同時に引渡し、嘱託により所有権移転 登記(登録免許税は企業負担)

#### 4 申込資格

くまもと臨空テクノパーク用地分譲要領に規定する申込資格に加え、以下の全ての要件を満たす必要があります。

(1) 当該法人の役員が、次のア～カのいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

(3) 次の申立てがなされていないこと

① 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

② 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て

③ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て

## 5 申込方法等

### (1) 提出書類

分譲の申込みに際しては以下の書類を提出してください。

また、申込みにあたっては、第2希望まで提出できることとします。

① 用地分譲申込書

② 用地分譲申込計画書

ア 会社概要

イ 立地計画概要

③ 建築物等配置計画書（縮尺1/500程度）

④ 土地利用計画図（縮尺1/500程度）

※ ③建築物等配置計画書（縮尺1/500程度）と④土地利用計画図（縮尺1/500程度）は、両方の内容が記載されている場合に限り、兼ねることができるものとします。

※ 第2希望の区画がある場合は、「第2希望」と明記のうえ、③及び④を別に3部提出すること。

⑤ 業務系統図

⑥ 定款

⑦ 法人登記簿謄本（うち2部は写し）

⑧ 印鑑証明書（うち2部は写し）

⑨ 貸借対照表、損益計算書、原価計算報告書（最近3期分、年2回決算の場合は6期分。株式上場会社の場合は有価証券報告書）

⑩ 最近期の法人税、法人事業税及び固定資産税の納税証明書（本社（店）分のみ。うち2部は写し）

⑪ 会社案内及び製品等の説明書

⑫ その他必要書類

※ ⑫その他必要書類は、審査基準に係るアピールポイントや、①～⑪の書類を補完する説明など、任意様式にて自由にご記入ください。既存の資料に代えることも可能です。

### (2) 受付期間

令和4年（2022年）6月16日（木）から

令和4年（2022年）7月8日（金）午後5時まで（必着）

### (3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は必ず電話でお知らせください。）

### (4) 提出部数

各3部（正本1、副本1、印刷用副本1）

※ 印刷用副本はステープル綴じを行わないで提出してください。

(5) 提出先

熊本県商工労働部 産業振興局 企業立地課 (本館7階)  
住所 〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2328

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類の返却は行いません。

(7) 質問の受付等

申込みに関する質問は、分譲申込受付期間中随時受け付けます。別紙「くまもと臨空テクノパーク用地分譲企業募集に関する質問書」を以下のメールアドレスに提出してください。なお、電話、来所等での質問は受け付けません。

提出された質問への回答は、順次、熊本県ホームページで公表します。

(提出先) kigyouricchika@pref.kumamoto.lg.jp

## 6 審査方法

「4 申込資格」の条件を満たす申込企業によるプレゼンテーションを行い、くまもと臨空テクノパーク用地分譲企業選定委員会において、提出された書類とともに以下の審査基準で審査を行い、分譲区画毎に点数が高く、かつ他区画で採択となっていない企業から優先交渉順位を決定します。

最低採択基準として、合計得点が60点を超えることを条件とします。

なお、プレゼンテーションの実施方法・日時については、後日通知します。

審査項目		審査基準		配点	
事業運営体制	・事業能力	①	必要な資力を有しているか。	5	10
		②	事業収支は適切か。	5	
	・事業計画	①	事業計画に具体性・実効性・継続性(持続可能性)はあるか。	10	40
		②	周辺環境への配慮があるか	5	
		③	投資による経済効果や県税の増収が見込めるか。	5	
		④	一定の雇用増が見込めるか。	5	
		⑤	働きやすい職場環境への配慮があるか。	5	
		⑥	本県の強みを活かした産業に合致する内容か。	10	

先進性・戦略性	・先進性	①	製造製品に企業の強みや独自技術を活かした高度先進性があるか。	15	50
	・生産体制	①	工場立地により企業の生産性や拠点性が高まるか。	5	
	・人材創出	①	専門的な知識・技術を有する高度人材の育成、多様な人材の確保が行われるか。	10	
	・地域連携	①	地域企業との取引や連携が積極的に行われるか。	10	
		②	脱炭素の取組みが積極的に行われるか。	10	
合 計				100	

## 7 審査結果

令和4年（2022年）7月下旬に、優先交渉順位の審査結果を郵送により申込者全員に通知します。なお、審査の内容、選考結果は非公表とし、これに関する問い合わせ及び異議については応じません。

「6 審査方法」に基づき決定した順位の1位企業が辞退した場合、第2位から順に当該区画について分譲の打診を行います。

審査結果によっては、いずれの企業も採択されない場合があります。

最終的に分譲相手方が決定しなかった区画については、一定期間経過後、熊本県ホームページにて再度募集し、審査を行う予定です。

## 8 土地譲渡契約の契約条件

土地譲渡契約の契約条件は、くまもと臨空テクノパーク用地分譲要領を参照ください。

## 9 公表

分譲相手方として決定した場合、熊本県議会議案及びホームページ等で企業名等の公表を予定しています。